

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える 有識者会議

提言

令和 7 年 3 月 21 日

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議 提言

<前文>

スポーツは、目標に向けての努力と達成感、そして観戦する人をワクワクさせ、楽しく、心を動かすものであるからこそ、人々を、社会を元気にする力を持つ。

アスリートの真剣勝負は見る人を魅了し、メディアを通じてそのイベントが社会に広がることにより、さらに多様な人々がスポーツに関わる原動力になる。

終戦直後の混乱の中に始まった国民体育大会(現「国民スポーツ大会」)(以下「国スポ」又は「大会」という。)は、全国各地から、ふるさと(郷土)を代表した青少年を中心とした選手達が、競技や世代を超えて参集し、競技を通じて友情を深め、焦土と化したふるさとを、我が国全体を明るくした。

大会は、スポーツ基本法に、日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)、国、開催都道府県の3者が共同で開催するものと定められ、全国持ち回りで開催することにより、地域の競技力向上やスポーツ施設の整備はもとより、大会を契機としたインフラ整備等の社会基盤の構築にも貢献してきた。

また、我が国の戦後復興や、地域の競技水準の向上によるオリンピック等の国際競技大会での日本人選手の活躍の基盤となった。

しかしながら、現在の我が国は、急激な少子化や人口減少、地方財政の逼迫など、地方創生の抜本的な強化が急務であり、生成 AI の発達など情報の流通量は大きく増加し、価値観が多様化するなど、スポーツを取り巻く環境は大会創設時から劇的に変化しており、従前同様の考え方で大会を開催することは困難となっている。

JSPO では、これまでも「国体改革 2003」(2003 年)や「国体ムーブメントの推進」(2013 年)など数次にわたり改革に取り組んできた。

最近では、令和4(2022)年には国民体育大会委員会(現国民スポーツ大会委員会)の下に3巡目国スポ在り方事前検討ワーキンググループ(以下「WG」という。)を、さらには、令和5(2023)年にはWGを継承した3巡目国民スポーツ大会の在り方検討プロジェクトを設け、3巡目(令和18(2036)年以降)の大会の在り方の検討を進めてきた。

そのような中、令和6(2024)年には、多様な有識者が参画する「本会議」を理事会直属の位置付けで設置し、ゼロベースにより大会の新たな在り方を検討することとなった。

改革に向けた一連のJSPOによる取組の一方、同年8月には全国知事会が「3巡目国スポの見直しに関する考え方」を決定し、開催都道府県の負担軽減や大会の魅力向上などを通じて国スポが将来に向けて持続可能な大会となることを目指し、大会の意義や在り方を再検討する必要性を提言した。

開催地における大会開催の魅力が薄れている状況を直視するとともに、これまで検討をしつつも、一部を除き実現できなかった大会の改革を、今こそ実現すべきである。

「本会議」における協議においては、国スポが他のスポーツ大会とは差別化された唯一無二の世代をまたいだ総合競技大会であることに相まって、そこにある祝祭性は、創設当初と現在とで変わらない不易であることを確認した。価値観が多様化した現代社会においてこそ、国スポが有するこれらの特徴を磨き上げ、多くの国民が高い競技水準のパフォーマンスに触れる機会を創出し、幅広く参画し、熱狂し、つながることができるスポーツの祭典(「JAPAN

GAMES」)へと変革する必要がある。

一方、現在の課題を解決し、「魅力ある持続可能な大会」となるためには、このような大会の理念や意義を明確にし、年間を通じて全国から開催自治体への交流人口を増大させることにより、宿泊・観光・飲食・輸送などの地域経済への波及効果を高め、多くの地域住民にベネフィット(恩恵)が実感される取組が求められる。

「本会議」としては、国スポの主催者である開催自治体の負担軽減や徹底的なコスト削減を大前提として、国スポが、ふるさとを代表し全国から集う若者の力を結集し、「ふるさと」そして「日本全体」を元気にする創設時の精神や、素晴らしい伝統は維持しつつも、「ワクワクし、人々を湧き立たせる」エンターテインメント性のある魅力的な大会となるよう、下記の観点から抜本的な構造改革を行うべきである旨、提言する。

なお、下記内容には、さらなる議論が必要な事項が含まれていることや、この提言の具体化にあたっては、JSPOを中心に、国スポの主催者である都道府県を代表する全国知事会及び文部科学省と十分な協議を行うよう付言する。

記

【大会の理念(根本原則)】

「トップアスリートと地域スポーツの好循環 ～人と地域の未来を創る～」

国民スポーツ大会は、スポーツの本質と価値を生かし、人々の生き方と地域、社会を豊かにする、トップアスリートが参加する我が国最高の総合競技大会である。

ふるさと(郷土)を代表する選手が、フェアプレー精神に基づき、持てる力を存分に発揮し、あるいは競い助け合いながらスポーツを楽しむ集いである。

自らのプレーを通じ、仲間たちとの友情を深め、大会をみる人やささえる人を巻き込む集いである。

大会にかかわる多様な主体の多様な活動により、開催地はもとより、我が国の人づくり、地域づくりに貢献し、社会課題の解決にも寄与するなど、スポーツをする人、みる人、ささえる人の誰もが主役となる国民の祭典である。

この理念に基づき、以下に示す論点とともに委員の意見も踏まえながら引き続き魅力ある持続可能な大会の実現に向けて検討することが必要である。

【各論】

1. 開催の時期及び開催期間

- 現在は、冬季大会を12月から2月末日までの5日間以内、本大会を9月中旬から10月中旬までの11日間以内に開催することが国民スポーツ大会開催基準要項(以下「開催基準要項」という。)に定められている。
- 特定の月の一定の期間内に開催することにより、開催地においては大会や関連イベントなどへの関心が集中し、盛り上がり生まれる。
- 一方、競技によってはトップアスリートが他の大会とのスケジュール調整を優先せざるを得ないために欠場したり、大会関係者が短期間に集中したりするだけでなく、インバウンドの増加や働き手の不足といった観点から、宿泊・輸送などに大きな負担やロスが生じている。
- トップアスリートが参加する我が国最高水準の大会の実現と開催地の負担軽減を図るために、JSPOが主体となって、開催都道府県、中央競技団体とも調整の上、開催時期及び開催期間を柔軟に設定し競技会を分散化(通年開催化)することが望ましい。これにより、トッ

プアスリートが参加しやすい環境を整えるとともに、開催地における宿泊・輸送などの機会の平準化を行うことにより、これまで以上の経済効果が期待できるものと考えられる。

- さらに、複数の競技を同一の施設で時期をずらして実施することが可能となることから、施設の新設を抑制することも期待できる。
- なお、開催時期等の具体的な在り方は、開催地の盛り上がりが見られるよう、総合開会式などの式典の在り方も含め、今後全国知事会と十分に協議して決めること。また、大会ごとの具体的な開催期日等は開催地の意向に沿って、JSPO が主体となり中央競技団体とも調整の上、決めることが必要である。

2. 開催の頻度

- 現在は、15 歳(JSPO が特に認める場合は 14 歳)以上 18 歳未満を少年種別、18 歳以上を成年種別と区分することを国民スポーツ大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)に定めている。
- 特に、少年種別に該当する選手にとって、主に、中学校・高等学校等に在籍する期間に該当することから、進級や進学と大会開催年のタイミングに差異が生じず、参加機会を平等に確保するため、毎年開催を維持することが望ましい。

3. 都道府県対抗と総合成績

- 現在は、競技別表彰並びに総合表彰を行い、総合表彰については、都道府県対抗として、全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与している。
- 競技種目や世代を超えてふるさとの選手団を編成し、都道府県対抗で競う現在の方式は、国スポが他のスポーツ大会と一線を画す大きな特徴であり、選手や都道府県民がふるさと(郷土)への愛着を持ち、都道府県として一体感を醸成する意義がある。
- 少年種別の選手にあっては、成年種別や他競技の選手との一体感から得られる育成効果があるとされる。また、「我がまち」の選手で編成された選手団が見せる戦いぶりや試合前後の発言が、連帯や共感を呼び起こし、ひいてはそれが、地域の人と人をつなげたり、経済を活性化したりすることにも大きく寄与している。
- 併せて、都道府県対抗形式をとることにより、都道府県間の競争が生まれ、我が国全体で切磋琢磨していくことで、我が国の競技力向上を下支えする重要な役割を果たしている。
- 地域における選手の育成・強化活動の基盤を形成し、ふるさとへの愛着を醸成する視点からも、都道府県対抗を維持することは効果的であると認められる一方、総合成績の決定方法についてはあわせて議論する必要がある。
- 現在の総合成績の決定方法に対しては、改善の余地があることや、総合成績をつけないとの意見もある。チーム競技では、エントリー人数が多い種別(主にボールゲーム)であればあるほど、得点が高くなるため、個人競技より団体(チーム)競技のほうが有利ではないかといった指摘や、競技人口が多い大都市が有利ではないかとの指摘もある。
- また、算出方法がわかりにくいと、国民の総合成績への興味・関心が高まっていないとの指摘や開催都道府県によっては、県外選手を総合成績のためだけに短期間所属させるという状況も見受けられる場合がある旨の指摘もある。
- このため、総合成績の得点方法を見直すことや、国民が興味を持てる総合成績の算出方法を分かりやすい仕組みに変更する必要がある。

その際、例えば、各都道府県が地域特性を考慮し総合成績の算出対象とする競技を選択可能とすることや、競技結果以外の要素(スポーツ振興に関わる内容)を得点化することも考えられる。

- 都道府県対抗の在り方や総合成績による順位づけの要否も含め、引き続き全国知事会との間で具体的な検討を行うことが必要である。
- また、現在の1位から8位までの表彰に加え、特に顕著な実績をあげた個人や団体を特別に表彰することや、競技成績に関わらず、例えば、フェアプレー賞を表彰するなど、スポーツの持つ価値が単に勝敗を競うことにとどまらないことをアピールすることも必要である。
- 総合表彰については、大会を通年開催化することを踏まえ、例えば、毎年1月頃に我が国スポーツ界の象徴である「ジャパン・スポーツ・オリンピック・スクエア(東京)」等において国又はJSPOが中心となって実施するなど、総合閉会式とは別に行うことも柔軟に検討することにより、表彰式の運営の効率化を図る必要がある。
- なお、開催都道府県のフルエントリー制については、地域スポーツの振興や開催都道府県の盛り上げりに寄与している一方、開催都道府県が有利になるといった指摘もあり、引き続き検討が必要である。

4. 開催地及び競技施設

- 大会の開催地は、全国を東、中及び西地区に区分した上で、輪番に開催することが開催基準要項に定められている。
- 大会は、開催地の魅力が全国に発信される機会となることはもとより、開催地におけるスポーツ環境の充実や地域課題の解決、経済の活性化等様々な効用がもたらされるよう、持ち回り方式を維持することが望ましいとの意見がある一方、開催に意欲を示す都道府県の立候補制が望ましいという意見もある。
- 大会の競技施設は、細則において「既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効活用を考慮し、必要最低限にとどめる」旨定めるとともに、大会施設基準については、その運用を弾力的に行うことができる旨定めている。
- しかしながら、開催地の既存施設で大会を開催することが困難であり、必要となる施設の新設・改修等については、これまでも開催地における多大な負担となっていることから、JSPOにおいて大会施設基準の見直しを行うとともに、JSPOから競技団体(中央・地方とも)に対し、細則及び大会施設基準を弾力的に運用することについて理解を求めることが必要である。
- 単独の都道府県で大会を開催することが困難な場合、例えば、大会を複数の都道府県で開催することや、競技によっては特定の施設に開催場所を固定化(聖地化)することにより、施設整備の負担を軽減することが必要である。その際、大会開催にかかる経費の分担について、JSPOと各都道府県による丁寧な議論が必要である。
- また、冬季競技をはじめとする近年の地球温暖化等の気候変動の影響を受ける競技については、その影響を回避することを目的に開催地を固定化(聖地化)することや開催時期の変更なども併せて検討することが必要である。
- 開催地の固定化(聖地化)は、国スポの放送・配信の充実に向けた取組を促進することにつながり、みるスポーツとしての魅力を向上することが期待できる。
- 開催地の固定化(聖地化)については、全国知事会及び当該固定化(聖地化)する場所の所在する都道府県や市町村と十分協議の上決定することが必要である。
- なお、大会の競技施設については、安全面の確保を最優先としながら、「世界記録が公認されるためには、国際競技団体が規定する高いレベルの施設基準が必要である」という競技

団体の声と、「地域に残すべき施設に、維持費の観点からも過度なお金をかけることはできない」という施設を準備する側の声とが対立する場面がある。

- 施設整備の要は、トップアスリートのパフォーマンス発揮と開催地の負担のバランスを図るとともに、「スポーツコンプレックス(複数のスポーツ施設や商業施設等を集約し、スポーツ産業の拡大や地方創生に生かすまちづくりなど)の概念によるまちづくり」「経済の活性化を図る施設の在り方」等様々な役割や効用が生じるよう整備されるべきである。
- 競技団体(中央・地方とも)においては、選手の安全性の確保など真に必要なものが確保されていれば、必要以上のものを要求しないこととし、競技団体と施設整備を行う自治体との間で意見が相違する場合には、JSPO が仲裁的機能を果たすことが求められる。
- また、施設整備にかかる費用については、国等の財政負担を強化するよう JSPO が文部科学省・スポーツ庁に対して要請することが求められる。

5. 総合開・閉会式の在り方

- 現在、総合開・閉会式の会場は、約3万人を収容できる施設とし、屋外で開催する場合、雨天対策用として体育館を設ける必要がある旨大会施設基準に定めている。
- 当該基準の運用は、開催都道府県の実情に応じて柔軟に対応しているところであり、開催都道府県が迷うことなく対応できるよう、例えば、収容人数が3万人に満たずとも開催都道府県が総合開・閉会式会場として適切であると考えられる場合にはそれを認めることができるよう、実態に即した基準とすることが必要である。
- 式典については、選手団が入場行進前に長時間待機する必要があることや大会のために炬火台を設置することへの負担が大きい等、具体的な問題点の指摘があるほか、大会の規模の大きさや祝祭性の高さを踏まえ、その在り方自体を見直す必要性についても指摘がある。
- また、住民・アスリートとの触れ合いの場としての視点を持ちつつ、運営の簡素化や屋内開催(文化施設含む)の可能性などを検討する必要がある。
- このため、総合開・閉会式における式典は、新たな大会の理念に基づくものとして、屋内開催(文化施設含む)を可能とすることや式典の運営を簡素化するなど、開催都道府県の裁量が認められる見直しが必要である。

6. 競技の規模・参加者

- 現在は、冬季大会を含め 40 競技に選手・監督が概ね 27,000 人参加しているが、2003 年に実施された大会改革の結果、一部競技においては、交代選手数を通常の大会より少なくするなど規模を縮小しており、選手のけがのリスクが高まっているとの指摘もある。
- 一方、開催地の負担軽減を図るため、現在の規模をさらに縮小する必要性についての指摘もある。
- このため、項目1に記載の通り、開催時期及び開催期間を柔軟に設定し、競技会を分散させることにより、開催地に集中する負担の軽減を図ることが期待される。
- 実施競技については、その採否を4年ごとに定期的に厳格な検証・評価の下、競技選定を行っているが、若者の興味があるアーバンスポーツや e スポーツなど新たな競技の実施や新たな年齢区分の設定など既存の選定対象競技に捉われずに、開催都道府県の意向も踏まえつつ検討することが望ましい。
- しかしながら、参加者数と開催競技数については、大会の運営及び開催経費と密接に関連するものであることから、スポーツ振興と開催自治体の負担軽減のバランスを図りながら、大会の規模適正化に向け、全国知事会と継続的に協議を行っていくことが必要である。

- また、参加する選手はもとより、大会を「みる」「ささえる」など様々な形で、多くの国民が参画できる枠組みについても併せて検討し、地域の活性化につなげることも重要である。

7.負担軽減

- 大会の開催にあたり必要な経費は、主に、式典・競技会開催費、施設整備費、選手強化・育成費等があり、その大部分を負担している開催地の負担を軽減する必要性が指摘されている。他方、開催都道府県の大会報告書によると大会開催経費を上回る経済効果があるとされており、地域経済の活性化、地域のスポーツ・文化、スポーツ環境の整備への投資という面もある。
- このため、大会開催の負担軽減と収入アップ双方の取組と、国スポを契機とした地方創生・まちづくりによる経済効果の増大を図ることが重要であり、以下の取組が必要である。
 - ① 開催時期及び開催期間を柔軟に設定し競技会を分散化(通年開催化)(項目1)
 - ② 競技施設の新設・改修等にあたっては、大会施設基準を見直しつつ、大会開催後の地域スポーツ推進への有効活用を考慮し、必要最低限にとどめることとともに、単独の都道府県で大会を開催することが困難な場合、大会を複数の都道府県で開催することや、競技によっては特定の施設に開催場所を固定化(聖地化)することにより、施設整備の負担を軽減(項目4)
 - ③ 式典は、新たな大会の理念に基づき、屋内開催(文化施設を含む)を可能とすることや運営を簡素化するなど、開催都道府県の裁量を認めるよう見直しを図る(項目5)
 - ④ 下記⑦の取組の活用により、開催都道府県の事務負担を軽減しつつ、JSPO が主体となり、入場料の徴収や企業協賛制度の見直しにより新たな財源を確保
 - ⑤ これまで開催自治体が負担していた競技団体役員の派遣経費について、中央競技団体を含めた主催者間で協議の上、適正規模に見直すとともに、今後は各中央競技団体又は個人が負担することも選択肢の一つとし、その上で、見直しの趣旨に沿った中央競技団体の取組に対しては、新たな「スポーツ振興くじ助成」(競技会審判・役員派遣費用含む)の活用を視野に実現を検討
 - ⑥ 冬季競技を含む競技会場の固定化(聖地化)の施設整備を行う自治体に対しては、新たな「スポーツ振興くじ助成」の活用を視野に実現を検討
 - ⑦ 開催地の実情を踏まえた合理的な大会開催準備(人的負担の軽減含む)や地域スポーツの推進に関するノウハウを提供する機関(組織)を JSPO が主体となり構築
 - ⑧ 早期敗退に伴うキャンセル料の取り扱いについては、見直しが行われているところだが、宿泊施設、参加団体、運営主体それぞれにとって持続可能なものとなるよう、引き続き配慮する。
- 本提言の実現により大会の魅力が向上するとともに、開催都道府県及び開催市町村の負担軽減(スリム化)につながっていくのではないかと考えられるが、引き続き全国知事会等の関係者の声と向き合い、真摯に自治体の負担軽減について協議することを要請する。その際、大会運営費等開催地が負担している経費の負担の在り方も含め、全国知事会「3巡目国スポの見直しに関する考え方」も勘案すること。

8.関連事項

(1)大会の見直しに向けた具体的な検討にあたっての基本的な考え方

本提言を具体的に検討し、実行する際、例えば、施設について、トップアスリートのパフォーマンス発揮と開催地の負担のバランスをとる等、関係者間で調整の上進める必要がある事項も多い。JSPO、文部科学省、全国知事会の3者での協議を継続することで、関係者間

で見解の相違があっても、新たな理念の下で互いに協力し、妥協点を見出す努力を継続するべきである。

(2)メディアとの連携

国スポが国民の祭典となるためには、国民が国スポを知る機会を増やすことが重要である。多くの国民が国スポを通じて、「スポーツの力」を感じるためには、様々なメディアとの連携を図っていくことが重要である。

(3)スポーツホスピタリティの推進

国スポにおけるスポーツホスピタリティを推進することにより、開催を契機とした地域経済の活性化をはじめ、新たなスポーツ観戦スタイルの定着に寄与することが考えられる。

(4)大会の見直しの時期

上記に記載の内容をはじめ、実現可能な見直しは、主催者間の合意のもとで、2036年の大会を待たずに前倒しで対応できるものとする。

(5)全国障害者スポーツ大会等との連携・協働

国スポの見直しを図る上では、共生社会をはぐくむことを目指し、国スポに続いて開催される全国障害者スポーツ大会について、同大会を主催する公益財団法人日本パラスポーツ協会とともに対応を検討することが必要である。両大会を通じて、多様性と調和の重要性を改めて認識したい。

なお、全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会については、その在り方について両大会を主催する団体において検討されているが、生徒の大会参加機会の確保が損なわれないように留意しつつ、両大会との連携についても意見があった。

以上

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
I 自治体	阿部 守一 下鶴 隆央 田島 健一	長野県知事 (全国知事会) 鹿児島市長 (全国市長会) 佐賀県白石町長 (全国町村会)
II 自治体関係	細田 眞由美 勝嶋 憲子	前さいたま市教育長 東京都立富士高等学校 東京都立富士高等学校附属中学校 統括校長(全国高等学校長協会)
III スポーツ統括団体	三屋 裕子 森 和之	日本オリンピック委員会 副会長 日本パラスポーツ協会 会長
IV スポーツ関係者	上村 春樹 田嶋 幸三 原 晋 増田 明美 原田 雅彦 高田 春奈 諸橋 寛子 田川 博己 藤原 誠	講道館 館長 日本サッカー協会 名誉会長 青山学院大学 陸上競技部 監督 日本パラ陸上競技連盟 会長 全日本スキー連盟 会長 日本サッカー協会 常務理事 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事 JTB 相談役 東京国立博物館 館長
V アスリート	平野 早矢香 皆川 賢太郎 岡崎 朋美 田中 雅美 谷 真海	
VI スポーツ政策(大学)	鈴木 寛 友添 秀則 高橋 義雄	東京大学大学院 教授、慶應義塾大学大学院 教授 環太平洋大学 教授、日本学校体育研究連合会 会長 早稲田大学 教授
VII マスコミ	二宮 清純 結城 和香子 吉本 有里	スポーツジャーナリスト 読売新聞社 編集委員 日本放送協会
VIII 経済界	小林 健 増田 寛也 伊藤 敦子 高橋 美江	日本商工会議所 会頭 ※座長 日本郵政 取締役兼代表執行役社長 東日本旅客鉄道 常務取締役 グループ経営戦略本部長 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 女性経営者の会 会長
IX その他	遠山 友寛 奥山 清行 渡邊 一利	TMI 総合法律事務所 弁護士 KEN OKUYAMA DESIGN CEO 笹川スポーツ財団 理事長
計 34 名		所属は令和 7 年 3 月 21 日現在

【オブザーバー】

	団体名	氏名	役職
1	経済産業省	南 亮	商務・サービス審議官
2	総務省	望月 明雄	地域力創造審議官
3	観光庁	栴川 直也	長官
4	文化庁	都倉 俊一	長官
5	スポーツ庁	室伏 広治	長官
6	日本スポーツ振興センター	芦立 訓	理事長

所属は令和 7 年 3 月 21 日現在

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議 開催概要

第1回会議

1. 期日 令和6年9月4日(水)15時～17時
2. 内容 委員からの意見

第2回会議

1. 期日 令和6年11月20日(水)15時～17時
2. 内容 第1回会議を踏まえた論点整理

第3回会議

1. 期日 令和7年3月10日(月)13時～15時
2. 内容 提言(案)の取りまとめについて
今後の取り進めについて

会場はすべて JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 14 階
岸メモリアルルーム

〈今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議に関する取組〉

1. 全加盟団体へのアンケート調査

期間 令和6年8月9日～20日

2. 全加盟団体への説明会

- (1)期日 令和6年11月12日(火) 13時30分～15時
- (2)出席者 都道府県スポーツ協会、中央競技団体役職員

3. 中央競技団体へのアンケート調査

期間 令和6年12月18日～令和7年1月14日

4. 中央競技団体への説明会

1. 期日 令和7年1月16日(木) 13時30分～15時
2. 出席者 中央競技団体国スポ担当役員等